

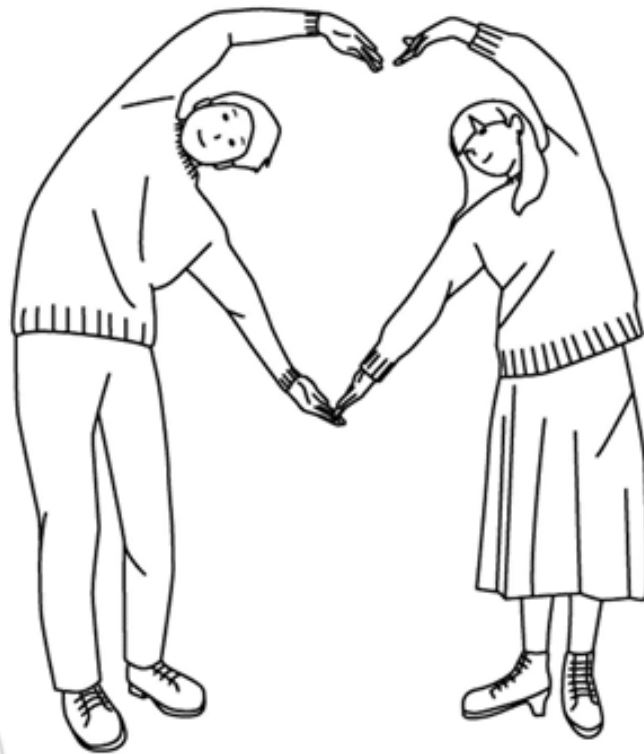
令和8年度

新婚生活を応援！

潟上市結婚新生活支援事業補助金

これから夫婦として新生活をスタートさせようとする世帯を対象に、結婚に伴う新生活のスタートアップにかかる費用(家賃、引越費用等)の支援を行います。

新居費用



引越費用

賃貸費用

婚姻時の年齢が夫婦ともに39歳以下の世帯は、
新居の住宅費、引越費用を合わせて、1世帯あたり **上限30万円**
夫婦ともに29歳以下の世帯は、1世帯あたり **上限60万円**を補助します。

＼対象となる要件は裏面へ／

対象となる要件

次の①～⑩の要件をすべて満たす世帯が対象となります。

- ① 令和8年1月1日から令和9年3月31日までに入籍した世帯
- ② ご夫婦の所得を合わせて500万円未満
※奨学金を返還している世帯は、奨学金の年間返済額をご夫婦の所得から控除
- ③ ご夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下
- ④ ご夫婦ともに潟上市内に住民登録をしていること
- ⑤ ご夫婦ともに市税及び上下水道料金に滞納がないこと
- ⑥ 2年以上継続して市内に居住する意思があること
- ⑦ 生活保護による住宅扶助その他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと
- ⑧ ご夫婦ともに又は一方が、過去にこの制度に基づく補助を受けていないこと
- ⑨ ご夫婦ともに暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと
- ⑩ ご夫婦ともに講座受講等を行っていること



対象となる経費

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に支払われた住居費及び引越費用が対象となります。

新居の住宅費	① 新居の購入費
新居への引越費用	② 新居の家賃、敷金・礼金、共益費、仲介手数料
	③ 住宅のリフォーム費用
	④ 引越業者や運送業者に支払った引越費用

申請方法について

- ・事業の詳細や必要な手続き、書類については、下記の担当課へお気軽にお問い合わせください。
- ・制度の概要については、潟上市ホームページ「潟上市結婚新生活支援事業補助金のご案内」をご覧ください。

【お問合せ先】 総務部 企画政策課 企画政策班
電話:018-853-5302 FAX:018-853-5211